

平成23年3月8日

枚方市議会議長
池上公也様

厚生常任委員会
委員長 大森由紀子

厚生常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成23年3月8日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第99号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決とすべきもの
請願第7号	平成23年度国民健康保険料に関する請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 平成23年度国民健康保険料の算定方法の概要について
- ・ 平成23年度国民健康保険料改定に伴う各世帯への影響について
- ・ 平成23年度国民健康保険特別会計の主な歳入項目について
- ・ 国民健康保険特別会計の歳入の推移について
- ・ 国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れについて
- ・ 国民健康保険特別会計における国庫負担及び被用者保険関連交付金について
- ・ 国民健康保険料滞納世帯に対する債権回収の実態と減免制度の検討について
- ・ 国民健康保険加入者の生活状況について
- ・ 国民健康保険被保険者資格証明書交付の在り方について
- ・ 国民健康保険料の納付相談状況について
- ・ 国庫支出金削減に伴う国民健康保険特別会計への影響について

2. 討論要旨

[石村淳子委員]

議案第99号 枚方市国民健康保険条例の一部改正について及び請願第7号 平成23年度国民健康保険料に関する請願の採決に当たり、日本共産党議員団を代表し、条例には反対、請願には賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険条例の改正のうち、第1の出産育児一時金の額35万円を39万円に引き上げ継続を行うことについては評価をいたします。

しかし、第2の賦課限度額の改定は、医療給付費の最高限度額を48万円から49万円に、後期高齢者支援金の限度額を13万円から14万円に、介護納付金の限度額を10万円から12万円とし、合計75万円とするものです。

今回の改正により、300万円所得の2人世帯では40万8,900円で1万8,000円の増、40歳の夫婦と子ども2人の4人世帯では45万9,900円で1万5,700円の増となり、所得の15%に当たる大きな負担増となります。

平成23年度の経済対策として保険料の負担軽減のため一般会計繰入金金を4億円増加したという努力は認めるものの、これほどの引き上げは市民生活を脅かし、払いたくても払えない滞納世帯を増やし、受診抑制へとつながります。

国は中間所得層の負担軽減を図るとしてはいますが、限度額4万円の引き上げは、まさしく中間所得世帯を含めすべての世帯が負担増となり、生活苦に追い打ちをかけるものとなり、認められません。よって、本議案には反対であることを表明します。

次に、請願第7号についてです。

昨年12月議会に5,681筆の国民健康保険料の引き下げ等の請願署名が寄せられましたが、その願いが届きませんでした。

本請願は、今回の大幅な引き上げを知った市民団体の皆さんから、このままでは安心して医療が受けられないと、せめて保険料引き上げをしないでほしいという切実な思いで市議会に提出されたものです。

経済悪化の中で、平成23年度の国保料については、全国的に引き下げる自治体が増えています。堺市でも5,000円の引き下げ、高槻市は当初予算9億円の一般会計繰り入れを行い、この間ずっと引き上げを行っていません。茨木市でも中間所得層の引き下げを行っていません。他市の状況を見ても、なぜ今引き上げなければならないのか、納得できません。保険料抑制のために一般会計からあと4億円の繰り入れを行えば、保険料を引き上げないで済みます。過去に10億円を繰り入れたこともあります。

こうした市民の願いにこたえ、景気悪化、不況の深刻な今こそ、困窮した市民の生活を守るために一般会計からの繰入金を増額すべきです。また、社会保障として位置付けられた国民健康保険を充実させ、市民の命と健康を守るために国に対し国庫負担を増額するよう求めることを強く要請し、請願に賛成をいたします。

〔鷲見信文委員〕

本委員会における議案第99号及び請願第7号の採決に当たり、議案第99号については賛成、請願第7号については反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしている一方、制度の仕組みとして定年退職者や失業者が加入することから、近年の高齢化や経済不況という社会情勢を反映し、高齢者、低所得者が多いという構造的な特徴があります。

一般的に、高齢者は現役世代と比較すると低い収入であり、また、医療を必要とする頻度も高いため、国民健康保険事業は、非常に厳しい財政状況を強いられていることを前提として考える必要があります。

こういった背景を踏まえ、見解を申し上げたいと思います。

今回の国民健康保険条例の改正により改定される賦課限度額をもとにした平成23年度の保険料は、高齢化の進展と医療技術の高度化に伴い医療費が増高する現実を踏まえつつ、一方で、厳しい経済状況のもとで所得の低下が著しい国保加入者の生活実態に配慮し、保険料軽減のため、一般会計からの繰入金を4億円も増額した上で算定されたものです。

この条例改正により、保険料が下がる被保険者もおられれば、保険料が上がる被

保険者もおられることは確かですが、保険料は、療養給付費と密接に連動したものであり、高齢化による医療費の増加とこれを支える若年層の減少という現状を踏まえれば、それに見合った保険料負担はやむを得ません。

こうしたことを度外視して、際限なく税の投入を増大させることには、加入者の支え合いを基礎とした保険制度そのものの安定性、継続性を危うくすることにつながり、また、被用者保険加入者との公平性の観点からも慎重に検討すべきと考えます。

また、国に対し国保会計への国庫負担を増額するよう要望することについては、これは30年前の負担率をもとにした議論であり、昭和55年度と平成21年度を比較しますと、歳入総額に占める国費の割合は57%から26.2%に低下していますが、国費の額を比較しますと、37億8,100万円から98億7,100万円へと約2.6倍の増となっています。

この間、国においては、少子高齢化と医療費の増高に対応し、国民皆保険制を維持するため、数次にわたる制度改革が行われた結果、歳入構造が変化し、相対的に国の負担率が低下したものです。

高齢者の加入割合が高く、高医療費体質にある国民健康保険の構造的な厳しさを踏まえ、国に対しては、根拠なく国庫負担割合のみを30年前の水準に戻すことではなく、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、国保財政の実態に即した国庫負担の充実について、引き続き求めていくべきと考えます。

最後に、今後さらに効率的な国保事業の運営のため、IT化や業務の合理化を推進し、広報活動も含め適切な対応を図り、健全な運営に努力していただくこともあわせて要望いたします。

以上、議案第99号については原案可決とすべきものであること、また、請願第7号については採択すべきではないことを申し上げて、討論いたします。